

2025

京都府ジュニアサッカー連盟  
京都ジュニアサッカーリーグ

開催共通実施要項

J F A U-12 サッカーリーグ 京都 前期・後期

J F A U-11 サッカーリーグ 京都 前期・後期

J F A U-10 サッカーリーグ 京都

連盟ホームページより、ダウンロードできます。



## 2025 京都ジュニアサッカーリーグ 開催共通実施要項

- ◆趣旨◆ この大会は少年少女たちがサッカーへの興味・関心を持ち、さらに技術の向上を図りながら身体を鍛え、フェアプレーの精神を培い、正しく力強く生きる人間づくりを目指すものである。

※以下、国際サッカー評議会を IFAB、公益財団法人日本サッカー協会を JFA と表記します。

### (1) 参加資格

#### <チーム>

- ① 2025 年度 JFA・京都府ジュニアサッカー連盟に加盟登録を完了した京都府内の小学生を主体としたチームであること。
- ② 20 歳以上の責任引率者が引率したチームであること。
- ③ 1 名以上の帯同審判員（有資格者）がいること。
- ④ 1 チームからの選手登録人数は 8 名～30 名とする。  
なお、移籍や追加選手は、新規 10 名まで認める。ただし、その都度、リーグ責任者及びリーグ戦事務局に申請をすること。また、(7) エントリー規定 に準ずること。
- ⑤ 複数チームの参加を認める。ただし、(8) 複数チーム規定 および (9) プロテクト規定に準ずること。

#### <選 手>

- ① 2025 年度 JFA に選手登録が完了していること。
- ② 対象学年はリーグ毎に設定する。(対象学年とは単一の学年を指す)
- ③ 移籍については連盟ハンドブックに基づく。
- ④ 選手はスポーツ安全保険に加入していなければならない。

| リーグ                       | 対象学年 |
|---------------------------|------|
| JFA U-12 サッカーリーグ 京都 前期・後期 | 6 年  |
| JFA U-11 サッカーリーグ 京都 前期・後期 | 5 年  |
| JFA U-10 サッカーリーグ 京都       | 4 年  |

### (2) 大会参加費

京都府リーグ 15,000 円

ブロックリーグ 12,000 円

### (3) 大会形式

- ① 下表に定められたリーグで構成され、複数のグループを構成することができる。
- ② 総当たりのリーグ戦を行い、順位を決定する。U-10 フレンドリーリーグについては順位を決定しない。
- ③ U-12 前期・後期、U-11 前期・後期、U-10 でリーグ戦を行う。
- ④ リーグ戦の結果により、入れ替えを行なう。U-10 フレンドリーリーグ所属チームは U-11 前期

においては最下位リーグにエントリーされる。

※昇格に関して、グループ間で順位決定をする時は、順位決定戦などは行なわず（４）順位の決定に従い（対戦成績は適用せず）、決定する。

※やむを得ずチーム事情などにより参加ができないチームが昇格順位に入った場合、同グループ内の次順位のチームを繰り上げる。

#### リーグ構成

|                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| JFA U-10 サッカーリーグ 京都       | ブロックリーグおよび<br>フレンドリーリーグ |
| JFA U-11 サッカーリーグ 京都 前期    | ブロックリーグ１・２部             |
| JFA U-11 サッカーリーグ 京都 後期    | 府リーグ１部<br>ブロックリーグ２・３部   |
| JFA U-12 サッカーリーグ 京都 前期・後期 | 府リーグ１・２部<br>ブロックリーグ３・４部 |

※チーム数によりリーグを構成できない場合に限り、リーグ構成の変更を認める場合がある。

#### （４）順位の決定（U-10 フレンドリーリーグを除く）

- ① 勝ち点の多いチーム順に順位を決定する。  
勝ち点は、勝ち（３）・引き分け（１）・負け（０）とする。
- ② 勝ち点と同じ場合は、次の順に順位を決定していく。  
１.得失点差 ２.総得点 ３.対戦成績 ４.抽選
- ③ 抽選は、リーグ責任者もしくはリーグ責任者が承認した本部役員立会いのもと抽選とする。
- ④ リーグ戦期間中に試合不成立・棄権したチームは不戦敗とし ０対５ で処理する。
- ⑤ 期日までに全日程を終了することができない場合は、連盟・競技委員長との協議の上、リーグ戦を終了することとし順位決定を行う。チームはこれを承諾すること。

2025 年度 期日

|                      |                             |                                                      |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------|
| JFA U-10 サッカーリーグ 京都  |                             |                                                      |
| ブロックリーグ<br>フレンドリーリーグ |                             | 2026.2.28                                            |
| JFA U-11 サッカーリーグ 京都  |                             |                                                      |
| 前期                   | ブロックリーグ 1・2 部               | 2025.7.31                                            |
| 後期                   | 府リーグ 1 部<br>ブロックリーグ 2 部     | 2026.1.11                                            |
|                      | ブロックリーグ 3 部                 | 2026.2.28                                            |
| JFA U-12 サッカーリーグ 京都  |                             |                                                      |
| 前期                   | 府リーグ 1・2 部<br>ブロックリーグ 3・4 部 | 2025.7.31<br><small>*但し、1 部上位チームは 2025.6.15</small>  |
| 後期                   | 府リーグ 1・2 部<br>ブロックリーグ 3・4 部 | 2026.1.31<br><small>*但し、1 部上位チームは 2025.12.15</small> |

(5) 競技規則

国際サッカー評議会制定「サッカー競技規則」、日本サッカー協会制定「8人制サッカー競技規則」によるが、細則についてはリーグ実施委員会決定の内容によるものとする。

- ① 使用ボール 4 号球
- ② 試合時間 40 分 (20-5-20 分)  
※ブロックリーグでは 30 分 (15-5-15 分) も可とする。
- ③ ピッチサイズは 68m×50m～60m×40m とし、ゴールは少年用ゴールを使用する。  
会場によりサイズがとれない場合は、上記に近いものとする。
- ④ 交代選手は登録選手内とし、交代は自由な交代を適用する。(一度退いた競技者も再び出場でき、何回でも交代可能とする。)
- ⑤ 警告の累積を行う。リーグ戦で 2 回警告を受けた選手は次の 1 試合の出場を停止する。  
ただし、リーグ戦期間中の警告は、次のリーグ戦には持ち越さない。
- ⑥ 退場処分を受けた選手は、リーグ戦期間中の次の 1 試合は出場できない。  
リーグ期間中に出場する試合がない場合は、次の同一カテゴリーの公式戦において処分を受ける。  
以降の出場については、京都府サッカー協会規律委員会で決定する。  
なお、退場者があった場合は、交代選手から補充することが出来る。
- ⑦ 競技者の用具については、連盟ハンドブック「大会実施要項について」の項を参照すること。

(6) 細則

- ① 審判は、チーム帯同の有資格審判員により、審判 1 人制 (主審・補助審) にて行う。(大会本部や協会審判委員会などから派遣がある場合は、この限りではない。)  
審判は必ず写真添付の電子審判証を携帯、本部に提示のこと。  
審判割当については、原則としてその日の第 1 試合は第 2 試合の各チームとし、第 2 試合以降は対戦後のチームによってスムーズに試合を進めること。
- ② 会場の準備は第 1 試合の両チームが行い、第 1 試合開始までに完了すること。  
会場の後始末は当日の最終試合の全チームで行うこと。

- ③ 大会本部を割り当てて、記録、会場運営、掃除等の補助を行う。
- ④ 会場の駐車は決められた場所を厳守するとともに、会場内のゴミ、タバコの吸い殻は、各チーム責任を持って処分すること。
- ⑤ 事故・ケガについては主催者は一切の責任は負わない。(各チームの責任において適切な処置を行う。)

#### (7) エントリー規定

- ① エントリー登録申請書兼メンバー表（以下、“メンバー表”）・Web の登録選手一覧を、指定された期日までにリーグ戦事務局へ提出すること。  
※チームユニフォーム、スタッフ、選手背番号の事前エントリーは不要とする。(メンバー表に記載しなくてもよい)  
※登録選手一覧は、エントリーする選手のみを選択出力したものを印刷して提出すること。(カラーで印刷され、選手の顔写真が鮮明に確認できる状態であること。)
- ② メンバー表を、試合開始 30 分前までに本部に 1 部提出する。  
試合にエントリーする選手（20 名以内）は、リーグにエントリーした選手内（30 名まで）の変更であれば、試合毎に代えて良い。なお、メンバー表は試合毎の提出を義務づける。  
試合ごとに提出するメンバー表には、チームユニフォーム、ベンチ入りスタッフ、選手の背番号を記載すること。
- ③ メンバー表の提出と同時に、登録選手一覧を提示し、本部より選手チェックを受けなければならない。(各選手 1 日 1 回)  
※不慮の事態の救済処置として、画面出力した登録選手一覧、画面または紙に出力した電子選手証による選手チェックも可とするが、チームは次回日程には紙の登録選手一覧を用意して持参すること。
- ④ 移籍・新規登録選手のエントリーの手続きについても、①と同様とする。また、その場合の提出先は試合会場本部とし、提出期限は対象となる試合の 30 分前とする。必ず事前にリーグ戦事務局に連絡すること。また、連盟ハンドブック記載の移籍規定に準ずること。
- ⑤ 1 チーム 8 名以下の場合、他チームとの合同チームにて出場することが出来る。ただし、リーグ戦事務局へ連絡し、承認を得ること。
- ⑥ 合同チームの成績は、一般チームと同等の扱いとする。(大会後、別々に活動する場合、両チームとも最下部のリーグから始める)

▽以下の項目に該当するチーム・選手はエントリー出来ないので注意すること。

- ① 指定した期日（選手の追加登録の場合は試合開始 30 分前）までに、Web での JFA 選手登録ならびにリーグ責任者への連絡を終えていない。
- ② エントリー選手の中に対象学年が含まれていない。
- ③ エントリー選手が 8 名以上いない。

#### (8) 複数チーム規定

- ① 対象学年が 9 名以上いる場合は、第 2 のチームを出場させることが出来る。なお、チーム名は本来の所属チーム名+アルファベットの文字とする。(京都府リーグと地域リーグに参加の場合でも、それぞれのチーム名に本来の所属チーム名+アルファベットの文字を付ける事とする。)
- ② 第 2 以降のチームには、対象学年を 1 名以上含まなければならない。
- ③ 第 1 のチームと第 2 のチーム、それぞれ 30 名までの選手を登録できる。ただし、リーグ戦期間中のチーム間の選手入れ替えは認めない。(プロテクト規定を満たす複数チーム間においては、大会ごとに定める期間中において 1 度だけプロテクト選手の変更を認める。)
- ④ 対象学年 17 名以上で 3 チーム、25 名以上で 4 チーム、33 名以上で 5 チームがエントリーできる。(それ以上はお問い合わせ下さい)
- ⑤ 同じ加盟団からの複数チームが同一のリーグに所属することを認める。

#### (9) プロテクト規定

複数チームをエントリーする場合、選手の成長に応じて上位および下位リーグに出場を可能とする「ブ

ロテクト制度」をここで定める。

- ① 複数チームをエントリーする場合は本規定を利用することができる。ただし、エントリーしたチームが全て同位リーグに所属している場合は利用できない。
- ② 上位リーグに所属するチームにエントリーされる選手 8 名をプロテクトする。プロテクトされた選手は他のチームにエントリーすることはできない。ただし、より上位リーグへのエントリーは可。  
プロテクト選手は対象学年に限らず、主力選手を選出すること。
- ③ プロテクトされた 8 名の選手は、リーグ戦エントリー時に「プロテクト登録シート」に記載し提出すること。
- ④ プロテクトされない選手は上位および下位リーグに所属するチームにもエントリーできる。ただし、同位のリーグに複数のチームが所属する場合において、そのリーグ内でエントリーできるのは 1 チームに限る。
- ⑤ リーグ戦開催期間中での移籍、退団、傷病による長期離脱によりプロテクト選手に欠員が生じた場合は、プロテクト選手以外から補充しリーグ戦事務局に届け出ること。
- ⑥ リーグ責任者が定める期間中に限り、1 度だけプロテクト選手の変更を認める。リーグ戦事務局にエントリー表およびプロテクト登録シートを再申請する。
- ⑦ U-10 フレンドリーリーグは U-10 リーグの下位リーグ相当と位置づける。
- ⑧ 主旨を理解し適切に活用すること。

#### (10) 日程の変更

- ① 学校の公式行事と認められる場合については、日程シードの便宜を図ることとする。リーグごとの期日までに、『日程シード申請書』を提出すること。〔※学校長の公印（角印）が必要〕  
また、対象外の選手を 8 名以上確保できる場合は、これを認めない。（プロテクト制度を採用するチームも同様とする。）  
期日後に決定した学校行事についても同様とするが、申請チームは直ちにリーグ責任者に報告すること。
- ② 関西サッカー協会・京都府サッカー協会が実施する事業（トレセン活動を含む）と日程が重なる場合、日程シードを認めることがある。  
この場合は、エントリー選手に該当者が 1 名以上いれば申請できる。
- ③ JFA『熱中症対策ガイドライン』により試合を中止することがある。チームはこれを承諾すること。中止された試合は別日程で行うこととする。
- ④ 災害、流行性疾患等などの不可抗力で試合日程前に試合中止が余儀なくされた時は、直ちに該当チームに連絡し、別途日程にて中止された試合を行うことができる。
- ⑤ 落雨時など自然災害の発生時においては、主審・大会本部の判断により試合を中止することができる。中止された試合については残り試合時間を再試合として実施することを原則とするが、事情によりやむを得ず「打ち切り試合」とすることがある。再試合は、できるだけ同条件となるようにセッティングし残り時間の試合を行う。
- ⑥ 日程変更となった際の調整には可能な限り協力すること。
- ⑦ プロテクト制度を利用する複数チームの試合が同日程となった場合の日程シードは認めない。

